No.	項目	資料	No.ページ	意見	事業者見解
1	事業計画	審査会資料2_別紙1		駐車台数の緩和に伴い緑地等として整備する面積分（用地②598m2、③414m2）の場所を緑化面積の算定に含まれる場所とは切り離して明示し、その用途（緑地・プレイロット等）・整備イメージを示してください。また、この面積を除いた緑化率、含めた緑化率をそれぞれ算定してください。万博記念公園内に整備することを十分に認識し、より多くの緑地の確保に努めてください。	用地②③について、駐車台数の緩和に伴い緑地等として整備する面積分（用地②598m^2、③414m^2）の場所を緑化面積の算定に含まれる場所とは切り離して明示し、その用途（緑地・芝、プレイロット、高木）・整備イメージを示しました。また、この面積を含めた場合と除いた場合の緑化率をそれぞれ算定しました。 また、第3回環境影響評価審査会で示せなかった用地①-αにおける緑化率の算出根拠を示します。接道部における緑化面積の加算や低木面積の1/2を上限とした芝地面積の加算、樹木の換算により、20%以上を確保しております。 （資料2別紙1参照） ご指摘のとおり、万博記念公園内に整備することを十分に認識し、より多くの緑地の確保に努めてまいります。
2	温室効果ガス・エネルギー	審査会資料2	No4	商業施設における太陽光発電システムの設置についてです。不採算であるため実施できないとのことでしたが、事業採算性のみを判断指標とした場合、太陽光発電システムを含む再生可能エネルギーの導入は、社会的に進みません。再生可能エネルギーの主力電源化の潮流の中では、その積極的な導入が社会的な要請となっていることも踏まえ、一定の屋根面積を有する商業施設においては、改めて再考を求めたく思います。 商業施設は、低層建築物であるため、高層のホテル棟などに比べると設置条件は悪くありません。 電気料金単価に著しい差があるとのことですが、自家消費分は電気代の相殺、余剰分は売電価格での販売が可能であり、全量自家消費を想定した場合、電気料金の値上げも考慮するとそれなりの投資回収が見込める可能性があります。そこで、パネル費用、材料費、設置工事費およびその他の関連費用の区分で、設置費用の詳細と発電量に基づく投資回収額をお示しください。その際、例えば10kW、20kW、30kWの導入における20年稼働時などの複数の条件下で検討を行い、投資回収率を踏まえた実導入費用などの検討結果もお示しください。そのうえで、事業者のサスティナビリティ方針などを踏まえた導入についての見解をお聞かせください。	太陽光発電の導入スキームについては、従前より、①PPAによる自家消費、②PPAによる敷地外売電、③自社投資による自家消費の3案を検討してまいりました。このうち、商業棟については、最も事業性が高いと考えられるPPAによる自家消費スキームを対象に、改めて現行の市場環境を踏まえた検討を行いました。 商業棟の屋根については、最大約400m^2の設置面積を確保できるものの、発電出力は最大約50kW（稼働年数20年、自家消費率100%）と試算されます。しかしながら、PPA単価は約28円/kWhとなり、現行の電力市場価格を約10円/kWh上回るため、導入した場合は毎年赤字となり、導入は極めて困難な状況です。稼働年数の延長については、今回PPAスキームにおいては機器の保証期間から原則20年の契約となります。協議により25年までの契約延長は可能ですが、一部機器更新の必要性や市況変化等により変更契約の中で一般的にPPA単価は同等もしくは上昇することが想定されます（そもそもPPA単価が市場価格を上回っている構造である以上、さらに事業収支が悪化し赤字が累積・拡大する結果が予想されます）。 さらに、商業棟の真南にオフィス棟等を計画していることから、11月頃～1月頃にかけては商業棟の屋根に多くの日陰が生じ、有効な日照時間がほとんど確保できない見込みです（資料2別紙2参照）。このように冬季を中心に発電量が著しく減少するため、収支は上記の試算よりもさらに悪化することが想定されます。 こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入をより効果的かつ確実に推進する観点から、商業棟への設置は見送り、オフィス棟等の屋根に太陽光発電システムを設置する方針とします。 オフィス棟等については現時点で全体計画が未定であり、太陽光パネルの具体的な設置可能面積は今後精査していく段階にありますが、想定される屋根スペース（全体で最大約5,000m2）のうち、少なくとも商業棟を上回る400m^2以上の設置スペースを確保することを前提に検討を進めてまいります。日照条件も良好であることから、商業棟と比較して極めて効率的かつ安定した再エネ導入が可能であると考えております。
3	廃棄物等	審査会資料2	No13	発生する汚泥（建設汚泥）の再資源化率を100%とされていますが、根拠を記載ください。例えば直近の建設副産物実態調査でも大阪府の建築工事における汚泥の再資源化率は90%程度かと思います。	発生する建設汚泥の再資源化率につきましては、全量を再資源化施設へ搬出・処理することを前提に100%と設定しておりました。しかし、ご指摘のとおり、国土交通省の「平成30年度建設副産物実態調査の結果（近畿地方版）」（大阪府における建設副産物再資源化等状況）における実績値を踏まえ、より実態に即した評価とするため、再資源化率を92.7%に修正いたします。
4	緑化	審査会資料2	No21	緑地については、事業者の意見だけでなく、可能であれば公園側の見解についての資料もほしい。	大阪府日本万国博覧会記念公園事務所からは、当該箇所は照葉樹林（常緑広葉樹林）を育成していくゾーンとして位置づけられており、伐採箇所は外部の騒音や排気ガスから万博記念公園の森内を守るための遮蔽機能を有しており、今回の整備範囲については、その機能の一部を除去するものですが、入り口の一部や沿道から1mの範囲であるなど、必要最低限にとどめられており、今後もさらなる保全を検討していくことから、影響は小さくこれらの機能が維持されるものと考えているとともに、今後も公園全体としての森づくりや階層構造の発達を目指す方針自体に変更はなく、残置される樹林において引き続き必要な管理・育成を行っていく。と伺っております。 なお、千里橋ルートの設計にあたっては、万博公園運営審査会緑整備部会の委員にも、大阪府から任意でご意見を伺いました。委員より緩衝樹木を確保してほしい等のご意見があり、伐採面積の縮減を図るため、現管理通路を活用する方針に見直しました。その結果を大阪府から今年度の緑整備部会に報告したところ、伐採量が減少することは良いとの意見を頂戴している。と伺っております。

No.	項目	資料	No.ページ	意見	事業者見解
5	緑化	審査会資料2 審査会資料2別紙9	No27	資料2 No.27の緑化に関する質疑回答について、別紙9にて詳細の説明をいただきましたが、駅前の緑化が少ないと感じていることに対する回答を再度求めます。当空間の景観形成は非常に重要であると考えていますので、非常時等の滞留空間としての役割があることや大阪府との協議・調整が必要であることは理解していますが、大阪府の意向、見解等も含め、当空間に関する景観形成の考え方についてお示しください。	万博記念公園駅の駅前空間（駅前ロータリー、ロータリーデッキ及び駅前広場）の景観形成にあたっては、「利用者の快適性・憩いの創出」と「非常時・イベント時の安全な滞留・移動機能の確保」の両立を基本的な考え方として、各空間の機能に応じた緑化計画を協議・検討しております。 駅前広場においては、利用者に潤いと憩いを提供する緑化スペースや高木等を配置する計画（第3環境影響評価審査会資料2別紙9P3参照）としております。さらに、駅前ロータリーについて、景観の向上を図るため、新たに低木等の緑地を配置する方向性です。（資料2別紙1参照） 一方、デッキについては、アリーナ前デッキ（広場部分）には中高木を配置して歩行や休憩が快適に行える緑陰を計画しておりますが、アリーナ前デッキ（通路部分）やロータリーデッキについては、混雑時の歩行者のスムーズな動線確保及び非常時の安全な滞留スペースを最優先とする必要性がある中、何らかの構造物上の緑化配置も検討はしましたが、安全性確保とトレードオフの関係性にあるため計画せず、オープンスペースとしての機能を重視したいと考えております。 大阪府日本万国博覧会記念公園事務所も同様の考えと聞いており、現在、詳細な協議・調整を進めております。引き続き、より魅力ある景観形成となるよう詳細な協議・調整を進め、事後調査などでお示しします。
6	景観	審査会資料2	No29	太陽の塔が両手を広げている景観で「著しい影響がない」とは言えない。景観は、どういう立場でどういう感覚で見るかによるため、広場の利用者の意見を聴くのがいいのではないか。太陽の塔は重要文化財で、重要文化財の景観の問題が全国各地で起こっている。重要文化財の見え方について、注意深く検討していただきたい。	お祭り広場の利用者の意見を聴くなど様々な意見を聴くことは調査の手法として一定有効であることは認識しておりますが、様々な意見があることを確認するに留まることが予想され、仮に反対する意見が多数を占めたとしても、今後、配色等の影響の低減について検討は行いますものの、利用者の主観的意見を配置計画の変更を検討するまでの材料になるとは考えておりませんので、実施は見送らせていただきたいと思います。 一方で、ご指摘の主旨を踏まえ、事業者としては、お祭り広場からの景観予測において、重要文化財である太陽の塔が持つ圧倒的な存在感や広大な広場空間、周囲の樹林地と一体となったシンボル性が損なわれないことを最優先に評価を行っております。 ご指摘の景観への影響に関する予測結果におきましては、計画建物が塔の脇部にわずかに露出し、スカイラインの一部が変化するため、景観への影響はございますが、太陽の塔の圧倒的な存在感や周辺の広大な空間構成は維持されるものと考えております。 しかしながら、太陽の塔（国指定重要文化財）周辺の景観の重要性、及び見る立場や感覚によって受け止め方が異なる点、専門的な見地からの著しい影響がないとはいえないなどのご指摘につきましては、真摯に受け止めております。 また、文化財保護課より景観影響についての見解として、大阪府において国指定重要文化財と景観に関する影響を判断する基準等の定めがないため、その影響について見解を示すことが困難であると伺っています。大阪府日本万国博覧会記念公園事務所としては、文化財保護課と同様にその影響について見解を示すことが困難であるが、専門家である委員の意見を真摯に受け止めており、景観への影響を低減するための対策について、事業者や関係機関と連携して協議・検討を進めていく考えである。とのことです。
7	景観			本手続きとは異なり、吹田市景観まちづくり条例に基づく事前協議の手続きは、事業者の事業実施時期に合わせて、現在協議中の1-a敷地（1期）・共同住宅用地③、その後の1-a敷地（2期）・共同住宅用地②と、段階的に行うことになると聞いています。手続きにまだ入っていない計画についても、現在協議中の協議事項を踏まえるとともに、早期に事前協議を開始してください。また、当事業区域及びその周辺地域が一体となり、より良い景観が形成できるよう、今後も引き続き景観アドバイザー会議等を積極的に活用しながら計画を進めてください。	ご指摘のとおり、今後の1-a敷地（2期）や共同住宅用地②における手続きにつきましても、現在協議を進めている事項をしっかりと引き継ぎ、適切な時期に早期の事前協議を開始いたします。 また、本事業計画地及びその周辺地域が一体となったより良い景観形成の実現に向けて、今後も引き続き景観アドバイザー会議等を積極的に活用し、専門的な知見を取り入れながら計画の深化と質の向上に努めてまいります。 引き続き、関係機関のご指導のもと、周辺環境や景観に調和した事業の推進に万全を期してまいります。

No.	項目	資料	No.ページ	意見	事業者見解
8	コミュニティ	審査会資料2	No46	小・中学校への影響は単に上位の予測の場合は各学年に1クラス増となる可能性が示唆されているかと思います。単なる数値上の予測ではなく、教員確保や学童（小学校）への影響なども市側と確認いただく必要があると思います。また、審査会では事業性の問題で保育園の設置が困難であるとの見解を示されていましたが、影響を許容できる範囲かどうかに基づいて判断する必要があると考えます。	本事業では、用地②及び用地③の共同住宅の建設時期を別期とすることにより、段階的な住戸供給を図る計画としております。推計は、仮に、令和13年度に両用地の合計540戸が入居するとしたものですが、事業者として、本事業の実施により生じる児童・生徒数増加の影響が可能な限り小さくなるよう、事業の進捗を踏まえ、更新される推計も注視しながら教育委員会との継続協議を実施してまいります。 保育園については、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき、1ha以上の住宅開発事業を行う者は、市長又は教育委員会が事業区域の規模に応じて学校、保育所等の公益的施設の設置又は整備をする必要があると認めるときは、保育施設の設置または整備をするための用地の確保が必要となります。 現在、吹田市保育幼稚園室と協議を行っている用地③は、単体では上述した条件を満たしていないものの、用地②と一体でみた際に大規模な物件となるため、用地②及び用地③一体での保育施設設置の要望を受けております。 当該協議の際に、本事業計画地が属する山田・千里丘地域、ニュータウン地域において、令和8年度13人の待機児童が発生しており、特に1、2歳児の保育提供量が将来的に不足していると保育幼稚園室から聞いています。また、本事業によって見込まれる新たな保育需要に対応するため、小規模保育事業所1施設（19人分）の整備を要請されました。 本計画では、この吹田市からの要望を踏まえ、用地②で保育施設の整備を行う方針としております。
9	交通安全	審査会資料2_別紙1	P7	バリアフリー動線について、モノレール駅を利用する来街者の通過場所という視点で整理してほしい。スタジアム、ららぽーとの位置関係が分かるように。	バリアフリー動線について、吹田市立スタジアム及びエキスポシティまで含めた図に修正しました。 （資料2別紙4参照）
10	交通安全	審査会資料2_別紙1	P10	断面C・Dについて、現場の物理的な状況（街路樹幅などを除いた有効幅員）と予測の前提条件（通行者全員が同じ方向ではないが現況通行量は少ない）について、明記していただきたい。	歩道の各断面のサービス水準の検証について、前提条件（現況の対面歩行者交通が著しく少ないため、対面交通量を考慮せず、阪急山田駅方面への一方向で評価した。また、道路構造物や植栽を除いた最小幅の有効幅員に対しての検証を行なっている。）を記載しました。 （資料2別紙4参照）
11	交通安全	審査会資料2_別紙1	P10	外周道路外側は、時間帯によっては高校生を中心に自転車利用者が多い。外周道路外側へ100%誘導するのではなく、少なくともサービス水準がAに落ち着く程度に外周道路内側の通行を誘導し、断面Dの需要を減らす対応をしてはどうか。うまく分けることができたら外側・内側ともA水準、偏ったとしてもこの程度でとどまる、という示し方ではどうか。	交通6（記念協会前交差点）では、外周道路の北側から南側へ渡る横断歩道の先に滞留スペースがないため、当該交差点では外周道路を渡らせず、交通7と交通8で渡らせる誘導を行います。断面Dのサービス水準について、交通7で全員を渡らせた場合（サービス水準Bとなる）に加え、一部を交通8へ分散させた場合（通路Eを通行）を検証しました。その結果、596人を交通8へ分散させると、全ての通路でサービス水準Aを確保できることを確認しました。 （資料2別紙4参照）
12	事後調査	審査会資料2_別紙2		事後調査のヒアリング先に、高校を加えていただきたい。	ご指摘いただきましたとおり、外周道路外側は時間帯によっては高校生を中心に自転車通行者が多い状況ですので、注意喚起も兼ねまして、大阪府立山田高等学校にも、事後調査時のヒアリングを行います。
13	事後調査	審査会資料2_別紙2		事後調査で、交通対策の調査方法等の表（資料2別紙2（表2-1））が抽象的すぎる。 状況が客観的に理解できるように書きぶりを変えてほしい。	ご指摘を踏まえ、評価書及び事後調査計画書における交通対策の調査方法について見直します。「関係者ヒアリング等による調査」を中心に記載しておりましたが、状況がより客観的に把握できるよう、交通誘導員の配置実績、各種案内看板や安全対策の設置状況に関する記録の確認、公共交通機関の利用実績データや警察等の交通事故データの収集、並びに現地での目視確認などを調査方法として具体的に明記するよう、書きぶりを変更（修正）いたします。